令和７年３月２４日付
近運自二第１２２７号
近 畿 運 輸 局 長 認 可

令和７年度　適正化事業の負担金の額及び徴収方法について

１．負 担 金 の 額

(1) 法人タクシー事業者

タクシー1 台につき年間　　３０，０００円

ハイヤー1 台につき年間　　６，０００円　（ただし都市型ハイヤーを除く）

(2) 個人タクシー事業者

1 台につき年間　　１２，０００円

２．負 担 金 の 徴 収 方 法

(1) 法人タクシー事業者

前項の額に令和７年３月末現在の届出車両数を乗じて計算した額を 12 等分し、令和７年４月から令和８年３月までの毎月末を支払期日とする 12 回分の分割手形、若しくは(公財)大阪タクシーセンターが指定する下記の銀行口座へ毎月末までに振込むことにより、納付していただきます。

なお、都合により２か月分以上を前払い納付することもできます。

(2) 個人タクシー事業者

前項の額を 1 年間分まとめて、令和７年４月末までに、(公財)大阪タクシーセンターが指定する下記の銀行口座へ納付していただきます。

ただし、(一社)全大阪個人タクシー協会に加盟する事業者にあっては、前項の額を 12 等分した額を毎月末までに(公財)大阪タクシーセンターが指定する銀行口座へ納付していただきます。

※ 銀行取引口座名義　(公財)大阪タクシーセンター

りそな銀行	城東支店	普通預金口座	口座　№０３２６２１１
三井住友銀行	大阪公務部	普通預金口座	口座　№０００１７２９
三井住友銀行	大阪中央支店	普通預金口座	口座　№１０５１４０６
三菱 UFJ 銀行	城東支店	普通預金口座	口座　№５２５３５５５

３．タクシー業務適正化特別措置法に基づく申立てについて

２．の徴収方法に沿った納付がなされない場合は、タクシー業務適正化特別措置法（以下「タク特法」という。）第 37 条第 6 項による督促を行ったうえで、督促状に付した納付期限までに完納されない場合にあっては同法第 37 条第 7 項の規程に基づき、近畿運輸局長に申立てを行います。

４．延 滞 金

納付期限までに納付されない場合は、タク特法第 37 条第 4 項及び同法施行規則第 24 条第 2 項に基づき、令和８年３月末日の翌日から負担金を完納する日までの日数 1 日につき 1 万分の 4 の率を乗じて計算した額に相当する延滞金を徴収します。

５．清　　算

法人タクシー事業者の清算については、令和７年９月及び令和８年３月に行うものといたします。

清算は、各月の前月末届出車両数を乗じて計算した額を当月分として過不足を計算いたします。

個人タクシー事業者の事業の廃止・休止に伴う清算については、近畿運輸局から通知があった日の翌月に、その期間に応じて行うものといたします。